

電源開発株式会社「(仮称)西予梶原風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和2年1月17日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)西予梶原風力発電事業環境影響評価方法書について、電源開発株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、愛媛県知事及び高知県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：愛媛県西予市城川町、高知県高岡郡梶原町
原動力の種類：風力(陸上)
出力：最大163,400kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成30年	2月	5日
環境大臣意見受理	平成30年	4月	13日
経済産業大臣意見発出	平成30年	4月	27日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和元年	6月	25日
住民意見の概要等受理	令和元年	9月	26日
愛媛県知事意見受理	令和元年	12月	6日
高知県知事意見受理	令和元年	12月	20日
経済産業大臣勧告発出	令和2年	1月	17日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内
電話03-3501-1742(直通)

電源開発株式会社「(仮称)西予梶原風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧
告内容

1. 対象事業実施区域を拡幅した北側の地域では、配慮書段階と比べて風力発電設備設置位置から住居までの距離が近くなるとともに、同設備の配置によっては、住居が囲まれる可能性もあることから、調査地点を追加する等して、十分な調査を実施すること。
2. 四国西予ジオパークは、自然景観が重要な構成要素の一つであることから、四国カルスト舟戸川エリア及び黒瀬川エリアを主要な眺望点に追加すること。

(愛媛県知事及び高知県知事からの意見書の写しを添付)